



満期養老保険金と既に給与として課税された保険料

～「収入を得るために支出した金額」の範囲～

満期生命保険金に係る一時所得の計算上、受取人以外の法人が負担した保険料は、受取人が実質的に負担したものではないから、収入を得るために支出した金額には含まれないと判断した裁決事例は、既に公表されていますが（平 18-06-30 裁決）、保険契約者である法人が、保険料として費用処理し、その金額の半額を経済的利益として給与課税していた場合には、受取人が負担した保険料と認められ、収入を得るために支出した金額に該当するという新たな判断が示されました（平成 20 年 6 月 6 日非公開裁決、一部取消し、TAINS コード F0-1-310）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

1. 事案の概要

A 医療法人は理事長である請求人甲を満期保険金受取人とする養老保険契約につき、A 医療法人が支払った保険料のうち、その 2 分の 1 の金額 15,550,890 円については「保険料」とし、その残りの金額を甲に対する「役員報酬」として、経理処理していました。

甲は一時所得の収入を得るために支出した金額に該当するとして、一時所得の金額の計算上、この給与課税された保険料を控除して確定申告をしたところ、原処分庁が、支払保険料は請求人が支出した保険料とは認められないとして、更正処分等を行ったため、この処分等の違法を理由としてその全部の取消しを求めたという事案です。

2 税務署長の主張

税務調査において、調査担当職員は、本件支払保険料が甲の給与所得として、課税されたものかどうかを確認するために甲及び妻に対して支払保険料の経理状況確認調査への協力要請を行ったが、甲及び妻は A 医療法人に対する法人税、源泉所得税の調査の際に、原処分庁は書類を確認しているなどとして、支払保険料の経理状況確認調査に一切応じなかったため、給与課税されている金額がある事実を確認することができず、やむなく、給与課税された金額はないものと判断した。

3 審査請求人の主張

原処分庁は、本件支払保険料の経理処理については、平成 18 年 3 月に行った A 医療法人に対する法人税、源泉所得税の調査により把握しており、支払保険料の経理状況確認調査に応じなかったとしても「本件支払保険料の 2 分の 1 について、請求人の給与所得として課税処理がされている事実を確認できなかった」ということにはならない。

4. 審判所の判断

本件支払保険料については、A 医療法人が保険契約者として生命保険会社に支払っているところ、その経理については、法人経理保険料以外の保険料は、請求人に対する給与として処理されており、請求人が負担したと認められるから、この法人経理保険料以外の保険料は、所得税法第 34 条第 2 項に規定する「収入を得るために支出した金額」に該当する。

また、A 医療法人の経理上、法人経理保険料は、「保険料」として処理されており、請求人自らが負担したものと認められず、所得税法第 34 条第 2 項に規定する「収入を得るために支出した金額」に算入することはできない。

（税法データベース編集室 朝倉 洋子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A 4 判 24 頁）が必要な方は、送料実費とも 1,500 円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。